

「相続」の意味としくみ

相続税対策をする上で、「相続」の意味を理解しなければなりません。

そこで、今回から2回に分けて、「相続」の意味としくみについて述べていきたいと思えます。

・どんなときに相続税がかかるのか

相続とは、人が死亡した場合に、その死亡した人の財産を、その配偶者及び子供等が受け継ぐ事をいいます。

この場合、その死亡した人を「被相続人」、財産を受け継ぐ人を「相続人」といいます。相続は被相続人の死亡と同時に開始します。

したがって、相続人が、被相続人の死亡を知らなくても、相続は開始しているのです。相続開始の時に、相続人は財産及び債務等の権利義務を全て引き継ぎます。その財産及び債務の額は、相続開始の時点で評価します。

相続税は、この相続により得た財産に課税されますが、それ以外にも次にのべる「遺贈」と「死因贈与」の2つのケースにも課税されます。

「遺贈」とは、遺言により財産をもらう事をいいます。遺言があれば、法定相続分にかかわらず財産の分配が可能で、法定相続人以外の個人又は団体にも財産を譲る事ができます。

次に「死因贈与」とは「私が死んだら、Aの土地と建物をあげます。」という様な、死亡を原因とする贈与契約です。

「遺贈」はもらう方の意志に関係なく一方的な財産の分割方法ですが、「死因贈与」は贈与する方とされる方の双方の合意が必要とされます。

・遺産を相続できる人はだれか...相続人

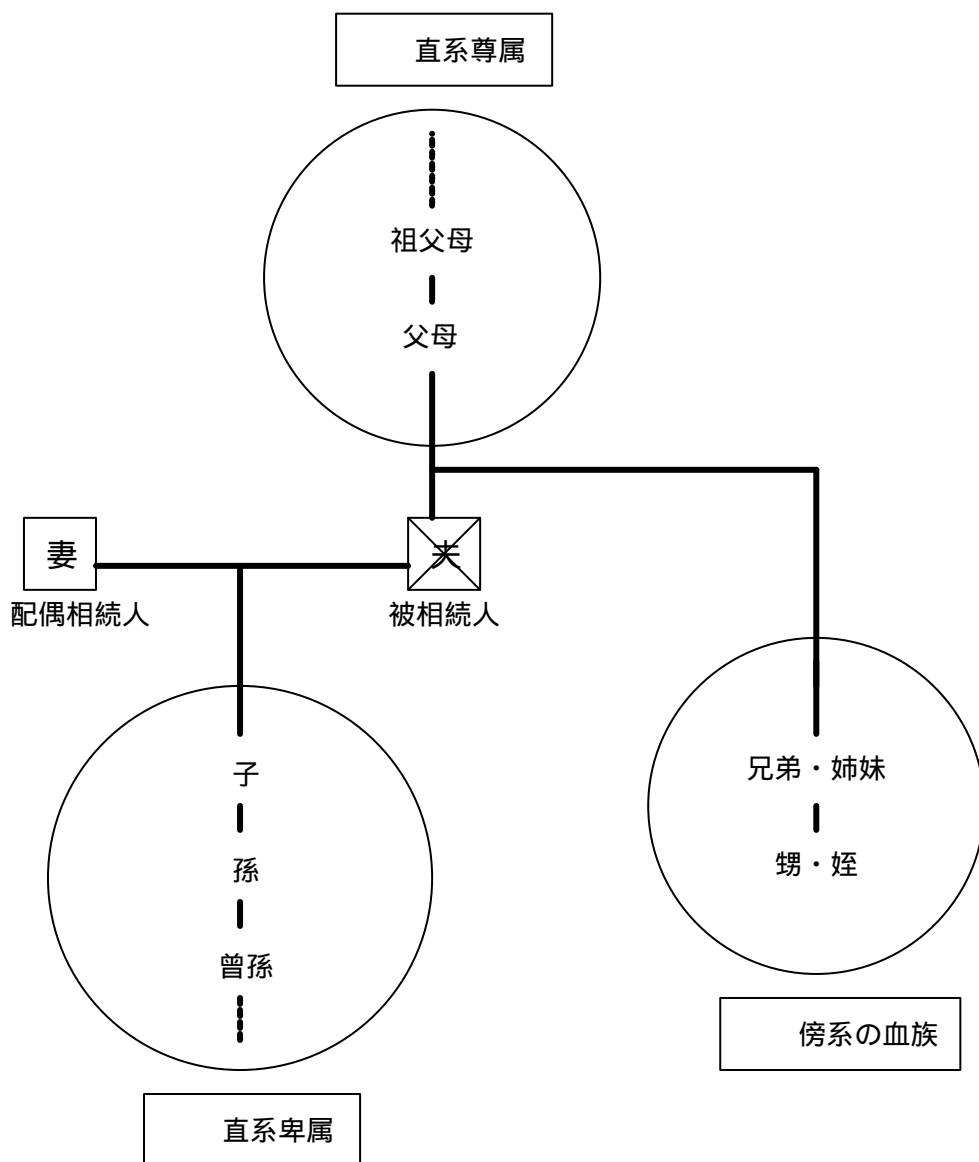
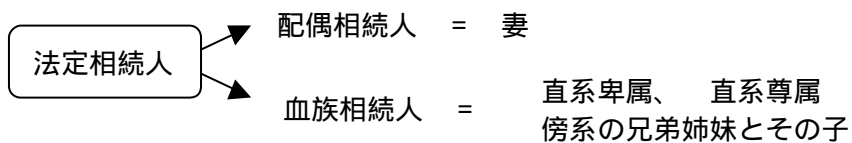
被相続人の財産を相続できる人を相続人といいます。相続人は、だれでもいいという訳にはいきませんので、民法で定められています。

この民法で定められている相続人の事を法定相続人といいます。法定相続人とは、どのような人をいうのでしょうか。

まず、配偶者は必ず法定相続人になります。ただし、内縁関係者は除かれます。次に親族は次の表の様に基本的に血のつながりの濃い順になります。

子供は皆平等に相続分があります。昔の様に家督を相続する人が多く相続するという事はありません。

法定相続人の範囲



・相続権を失う場合

民法は、相続できる人を法定相続人として定めていますが、逆に相続できないようにする制度も設けています。その制度には相続の欠格と相続人の排除があります。

相続の欠格とは、相続人が「相続欠格事由」のいずれかに該当すると、自動的に相続人としての資格を喪失する、民法で規定する制度です。

たとえば、相続争いからんで、被相続人を殺そうとしたり、遺言書を偽造したりした場合には相続人としてふさわしくないので、相続欠格とされます。

具体的には、次に掲げる事由に該当する場合です。

「相続欠格者」の定義

1	被相続人や自分より先順位または同順位にある相続人を殺したり、殺そうとしたため刑に処せられた者
2	相続人が殺されたこと知りながら、それを告訴、告発しなかった者
3	詐欺や脅迫をして、相続人が遺言をしたり、その取り消しや変更をしようとするのを妨げた者
4	詐欺や脅迫をして、被相続人に遺言をさせたり、その取り消しや変更をさせた者
5	被相続人の遺言書を偽造したり、変造したり、破棄したり、隠匿した者

次に「相続欠格」ほどの犯罪性はなくとも、被相続人が虐待や侮辱を受けたり、相続人に著しい非行があったりした場合には、被相続人は家庭裁判所に申し立てて、相続人の資格を排除することができます。

この制度を「推定相続人の排除」といいます。この申し立ては、生前に行いますが、遺言書の中にその旨を書いても有効です。

又、一度申し立てした場合でも、相続人の素行が良くなった場合等で、また、相続権を復活させたい場合には、「排除の取り消し」を請求する事ができます。